

加入者向広報「共済だより」

レター

VOL.58/2007 11月号

ブロック誌合併号

関東ブロック広報誌

new

PROMENADE No. 20

おりがみ教室
木目込人形「干支 子/雛人形」
春の由布院ツアー
猪苗代スキーツアー ほか
～冬のイベント盛りたくさん～
初企画のイベントも用意しました。
初参加大歓迎！
詳しくはP22からの
「プロムナード」をご覧ください。
最後にお得な情報も載っています。



加入者証の更新

12月1日から加入者証が新しくなります

現在加入者や遠隔地にいる被扶養者に交付している加入者証及び遠隔地被扶養者証（以下「加入者証等」といいます）は、平成19年11月30日で有効期限が切れます。

新しい加入者証等は、11月中旬に学校等あてに送付します。

1 加入者証等の更新とは

加入者記録や被扶養者の適否を再確認し、療養の給付又は家族療養の給付の適正な給付を確保するため、本事業団では、一定期間の有効期限を設けて加入者証等の更新を行っています。

2 更新の対象者

平成19年12月1日に引き続き加入者である人が対象となります。
※任意継続加入者については、有効期限が2年の任意継続加入者証を発行していますので、更新はありません。

3 更新加入者証等の交付

更新加入者証等は、事前に学校等あ

てに送付しますので、旧加入者証等と引き替えに12月1日をもって学校等から交付を受けてください。

旧加入者証の回収及び交付方法は、学校等によって異なりますので、事務担当者の指示に従ってください。

4 更新加入者証等の取り扱い

- ① 更新加入者証等が交付されたら直ちに記載事項を確認してください。記載事項に誤りがある場合は、所定の訂正申出書又は加入者・被扶養者異動報告書により学校等を経由のうえ速やかに申し出てください。
- ② 更新加入者証等の加入者住所欄は必ず明記のうえ使用してください。
- ③ 更新の時期に被扶養者の認定・取消

申請、氏名訂正等の異動報告書を提出されている場合は、更新加入者証等は異動前の内容となっている場合があります。新しい加入者証等は、異動処理確認後に順次お送りしますが、それまでの間は、学校等が交付する療養資格証明書により受診してください。

- ④ 更新加入者証等についても、加入者や被扶養者の資格がなくなったときは、直ちに学校等を経て本事業団に返納してください。

5 資格取得年月日欄等の表示

加入者証等の「資格取得年月日」欄及び「被扶養者認定年月日」欄は、現在の加入者番号を取得した年月日を表示しています。したがって、資格継続・所属学校等変更者は、後任校の資格取得年月日が記載されます。

6 長期給付だけの適用を受ける加入者

長期給付だけの適用を受ける加入者（丙種校所属加入者）に対しては、加入者資格証を交付していますが、加入者資格証については、更新の対象となりませんので、福祉施設等利用証のみを交付します。

福祉施設等利用証とは

本事業団の直営宿泊施設や保健事業で契約する厚生施設、スポーツクラブ等を利用する場合に加入者証等の代わりに使用することができます。加入者証と切り離してお使いください。

加入者とその被扶養者以外は使用できません。

※見本の色は実物と多少違う場合があります。

加入者証		私学 太郎	
加入者番号 13-A-9999-1		性別 男	
生年月日 昭和45年4月28日		住所 東京都文京区湯島5-1-7	
入学年月日 平成18年3月1日		所属 国島大学	
資格取得年月日 平成19年11月30日		資格取得事由 国島大学	
有効期限 平成22年11月30日		交付年月日 平成22年11月30日	

積立共済年金・共済定期保険 平成19年度後期募集

募集期間	今回の募集の加入日は平成20年4月1日です 詳しくは、募集パンフレットを参照してください
11月1日(木)～11月30日(金)	
私学事業団必着	

積立共済年金(つみきょう)

積立共済年金は、加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職(脱退)後に年金などを受け取ることができる公的年金制度の補完的な制度で、次の2コースがあります。

●募集パンフレットは、本誌と一緒に送付しています。

税制適格コース

- 満65歳までに10年以上掛金を積み立て
- 退職(脱退)後、原則として年金を選択
- 個人年金保険料控除の対象

自由選択コース

- 満65歳までに2年以上掛金を積み立て
- 退職(脱退)後、年金・医療保険・終身保険及び一時金から選択
- 一般生命保険料控除の対象

「新規加入」と「コース加入・口数変更(増口・減口)」の申し込みを受け付けます。

なお、「新規加入申込書」と「コース加入・口数変更(増口・減口)申込書」は学校等に送付していますので、共済事務担当者から受け取り、手続きをしてください。

※脱退時に終身保険を選択される場合は、幹事会社である第一生命保険(相)の担当者が訪問のうえ、手続きを行います。

※金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正に伴い新用紙のみの取り扱いとなります。

共済定期保険

共済定期保険は、発病、入院、長期休業及び死亡のあらゆる場面での加入者の保障ニーズに応え、遺族年金等の公的保障制度を補完する制度で、次のコースがあります。

●募集パンフレットは、本誌と同時期に別便にて送付しています。

家族年金コース		死亡又は高度障害に対応する基本コース
家族年金コース加入が条件です	医療保障コース	連続5日以上入院及び死亡に対応
	医療費支援コース	M型 1日からの入院及び手術に対応
		M1型 M型に加え、女性特有の疾病にも対応
	3大疾病保障コース	がん・急性心筋梗塞・脳卒中に対応
長期休業補償コース		病気やケガによる長期休業期間に対応
学校加入コース		加入者に対する福利厚生に対応

●いずれのコースも、募集パンフレット及び共済事務担当者保管用の「共済定期保険事業関係約款」に記載の告知内容を満たしていることが必要です。

●後期募集期間では「新規加入」「内容変更」等の申し込みを受け付けます。

●退職後の継続制度の対象年齢が「45歳以上」から「18歳以上」に拡大されます。

●10月中旬から、私学共済事業ホームページ上で共済定期保険の簡易試算ができるようになりました。

制度内容・申し込み方法等のお問い合わせ先

フリーダイヤル ☎ 0120-716-267

年末調整用の
書類を送付します

◆積立共済年金加入者

10月初旬から、生命保険料控除のための証明書(個人年金用・一般生命保険用)を加入者本人あてに直接送付しています。

◆共済定期保険加入者

11月上旬に、生命保険料控除のための証明書を加入者本人あてに直接送付します。

◆住宅貸付借受者

平成18年12月以前に住宅貸付の借り入れをした人の年末調整用の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」は、11月中旬に学校等あてに送付します。

*19年1月以後に住宅貸付の借り入れをした人については、確定申告用の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」を20年1月中旬に学校等あてに送付します。

◆任意継続加入者

10月下旬に社会保険料控除のための「平成19年分任意継続掛金納付証明書」を送付します。

ポイント3 健診の方法・費用

- (1) 加入者：毎年1回、学校等の実施する定期健康診断結果の中から特定健診に関わるデータを原則として学校等を経由のうえ私学事業団に提出していただきます。健診に要する費用は学校等の負担となります。
- *「高齢者の医療の確保に関する法律」第21条により学校等の実施する定期健康診断が優先されます。
- (2) 被扶養者：毎年1回、本事業団から学校等及び加入者を経由のうえ、健診の案内書と「特定健康診査受診券」を送付します。案内に従い本事業団が委託する健診機関において受診していただく予定です。健診に要する費用は、原則として本事業団が負担する方向で検討中です。
- (3) 任意継続加入者及びその被扶養者：毎年1回、本事業団から健診の案内書と「特定健康診査受診券」を送付します。案内に従い本事業団が委託する健診機関において受診していただく予定です。健診に要する費用は、原則として本事業団が負担する方向で検討中です。

■ 特定保健指導

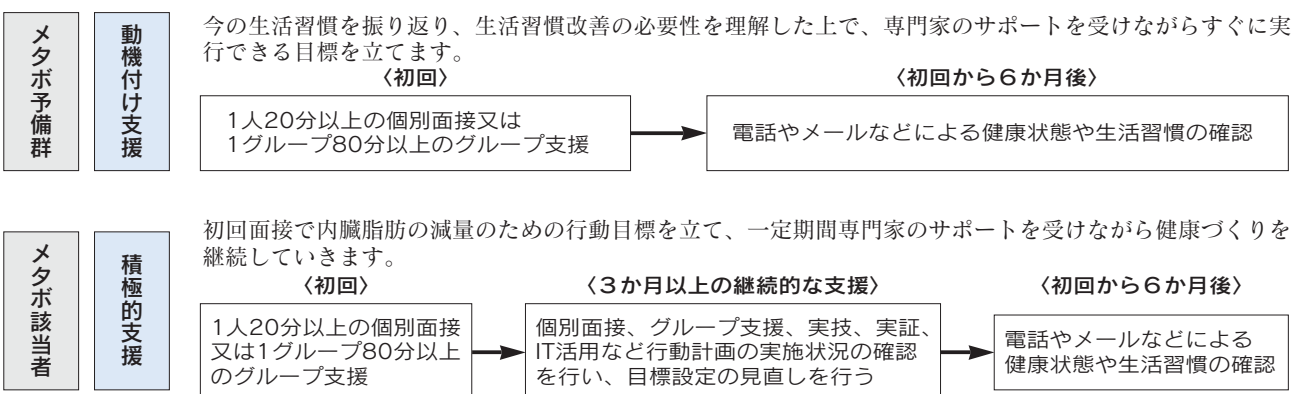
- ポイント4 保健指導の対象者** 特定健診の結果により判定・階層化され、メタボの該当者（リスクが重なりだした人）・予備群（リスクが出現しはじめた人）が対象者となります。
- * 血圧降下剤等を服薬中の人については、継続的な医学管理の一環として、受診中の医療機関で必要な保健指導が行われることが適当であるため、対象となりません。

腹囲	追加リスク	④喫煙歴	対 象	
	①血糖②脂質③血圧		40～64歳	65～74歳
≥85cm（男性） ≥90cm（女性） （内臓脂肪面積が 100cm ² 以上の人）	2つ以上該当	あり なし	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当			
上記以外でBMI≥25	3つ該当	あり なし	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当			
	1つ該当			

(注1) 喫煙歴の斜線欄は階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味します。

(注2) 追加リスクは7ページ（ポイント2）（2）詳細な健診の項目 欄下段の数値(①～③)に該当する場合を意味します。

- ポイント5 保健指導の内容** 生活改善のためのサポートを専門家(医師、保健師、管理栄養士)から受けることができます。



ポイント6 保健指導の方法・費用

保健指導対象者に本事業団から保健指導の利用案内書と「特定保健指導利用券」を送付します。案内に従い本事業団が委託する保健指導機関において保健指導を受けていただく予定です。

保健指導に要する費用は、対象者の方にも一部負担していただく方向で検討中です。

- 個人情報の取り扱い 特定健診等の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づくガイドライン等に定める事項を遵守し、情報の取り扱いについては十分に配慮します。

- 実施にあたっての基本的なルール・枠組み等の詳細は「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」（厚生労働省保険局作成）に掲載され、厚生労働省のホームページにて公開されています。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/info03d.html>

特定健診・特定保健指導のポイント

～平成20年度からメタボリックシンドロームに着目した健診と保健指導が始まります～

健診の結果、メタボリックシンドロームの該当者・予備群となった人には適切な保健指導を実施します。

厚生労働省の調査によると、内臓周りに脂肪のつく「内臓脂肪型肥満」に加え、高血圧、脂質異常、高血糖の危険因子を複数あわせ持つ「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」の該当者・予備群の人は、40歳～74歳の男性で2人に1人、女性で5人に1人という結果が出ています。

重なる危険因子の数が多ければ多いほど虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなります。メタボリックシンドロームの状態を放置しておくと動脈硬化が進行し、命にかかわるさまざまな病気（生活習慣病）を引き起こすこととなりますが、近年、この内臓脂肪を減少させることにより、生活習慣病の発症リスクを抑えられることがわかってきました。

そこで、20年度から、生活習慣病を未然に防ぐ、又は、発症してしまった後でも重症化を予防するという考えに基づき、特定健診・特定保健指導が実施されることになりました。

この事業は国の定める基準にしたがって実施を進めていくことになります。

今回はその基準に基づく実施のポイントについてお知らせします。

■ 特定健診

ポイント1 対象者

実施年度中に40歳から74歳になり、年度途中の加入・脱退等の異動のない短期給付を受ける加入者（任意継続加入者含む）及び被扶養者

* 妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者（刑務所入所中、海外在住、長期入院等）は対象除外

* 加入者については学校等が実施する定期健康診断結果を活用します。

ポイント2 健診の実施内容

(1) 基本的な健診項目

（すべての対象者が受診しなければならない項目）

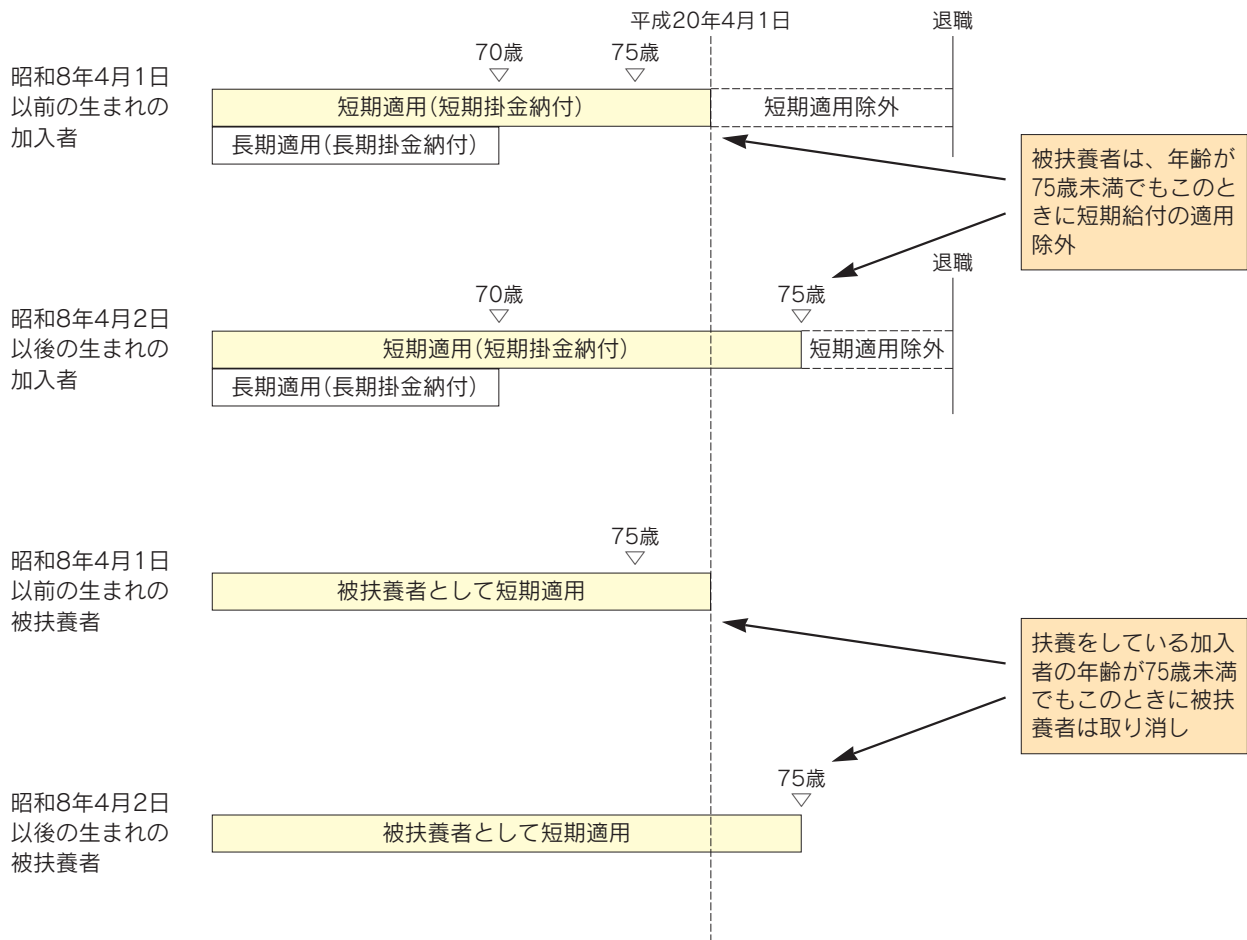
項目	備考
既往歴の調査 （質問票による調査）	服薬歴・病歴 喫煙習慣 運動習慣 食生活・飲酒 睡眠時間 などの基本的な質問にお答えいただきます。
自覚症状及び 他覚症状の有無	理学的検査（身体診察）
身長、体重及び 腹囲の測定	腹囲の測定は、厚生労働大臣が定める基準（BMIが20未満の人、もしくはBMIが22未満で自ら腹囲を測定し、その値を申告した人）に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略可 腹囲の測定に代えて、内臓脂肪面積の測定でも可
BMIの測定	$BMI = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)}^2$
血圧の測定	—
肝機能検査	GOT GPT γ -GPT
血中脂質検査	中性脂肪の量・HDL（高比重リポ蛋白） コレステロールの量 LDL（低比重リポ蛋白）コレステロールの量
血糖検査	空腹時血糖又は ヘモグロビンA1c（HbA1c）
尿検査	尿中の糖及び蛋白の有無

(2) 詳細な健診の項目

（医師の判断による追加項目）

追加項目	実施できる条件（判断基準）
貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）	貧血の既往歴を有する人又は視診等で貧血の疑われる人
心電図検査 （12誘導心電図）	前年度の特定健診の結果において、血糖、脂質、血圧及び肥満の全てについて、次の基準に該当した人
眼底検査	
	① 血糖 空腹時血糖値が100mg/dl以上、HbA1cが5.2%以上
	② 脂質 中性脂肪150mg/dl以上、又はHDLコレステロール40mg/dl未満
	③ 血圧 収縮期130mmHg、又は拡張期85mmHg以上
	④ 肥満 腹囲が85cm以上(男性)・90cm以上(女性)の人(内臓脂肪面積の測定ができる場合には、内臓脂肪面積が100cm ² 以上)、又は腹囲が85cm未満(男性)・90cm未満(女性)の人でBMIが25以上の人

図 短期給付の適用除外の時期



掛金の取り扱い

- ① 私学共済制度の短期給付の適用を除外された月分以後、短期掛金の納付は必要ありません。
※長期給付の適用（70歳未満の加入者が適用）は従前と変わりませんので、障害の状態を理由に短期掛金の納付が不要な加入者でも、70歳未満であれば長期掛金を納付する必要があります。
- ② 任意継続加入者にかかる「前納割引制度」について
任意継続加入者には毎年3月上旬に翌年度分の掛金納付通知書を送付していますが、4月から資格喪失日（75歳の誕生日）の属する月までの間が3か月未満である場合は、前納割引制度の対象になりません。

福祉事業の取り扱い

保健事業

75歳に到達すると、私学事業団に掛金を納付しないこととなりますので、原則として保健事業の対象にはなりません。ただし、百貨店、専門店、葬祭店などの割引事業、介護ビデオ貸し出しの事業は福祉施設等利用証などを提示することにより利用できます。

宿泊事業

福祉施設等利用証などを提示することにより利用できます。

貸付事業

75歳に到達すると、新規の貸付けは受けられません。しかし、75歳に到達する前に貸付けを受けた方は、引き続き定期償還を行うことができます。

※詳細につきましては追ってお知らせします。



Taurus おうし座 地の星座
(4/21~5/21)

とても堅実に物事を進めていきそう。運氣も安定期に入っています。対人関係はとてもスムーズで誰とも会話がはずみそう。頭の回転もよい時期なので人を楽しませる事ができるでしょう。恋愛運はまずまず。12/23~25◎。

平成20年4月から75歳以上の方の短期給付の適用が変わります

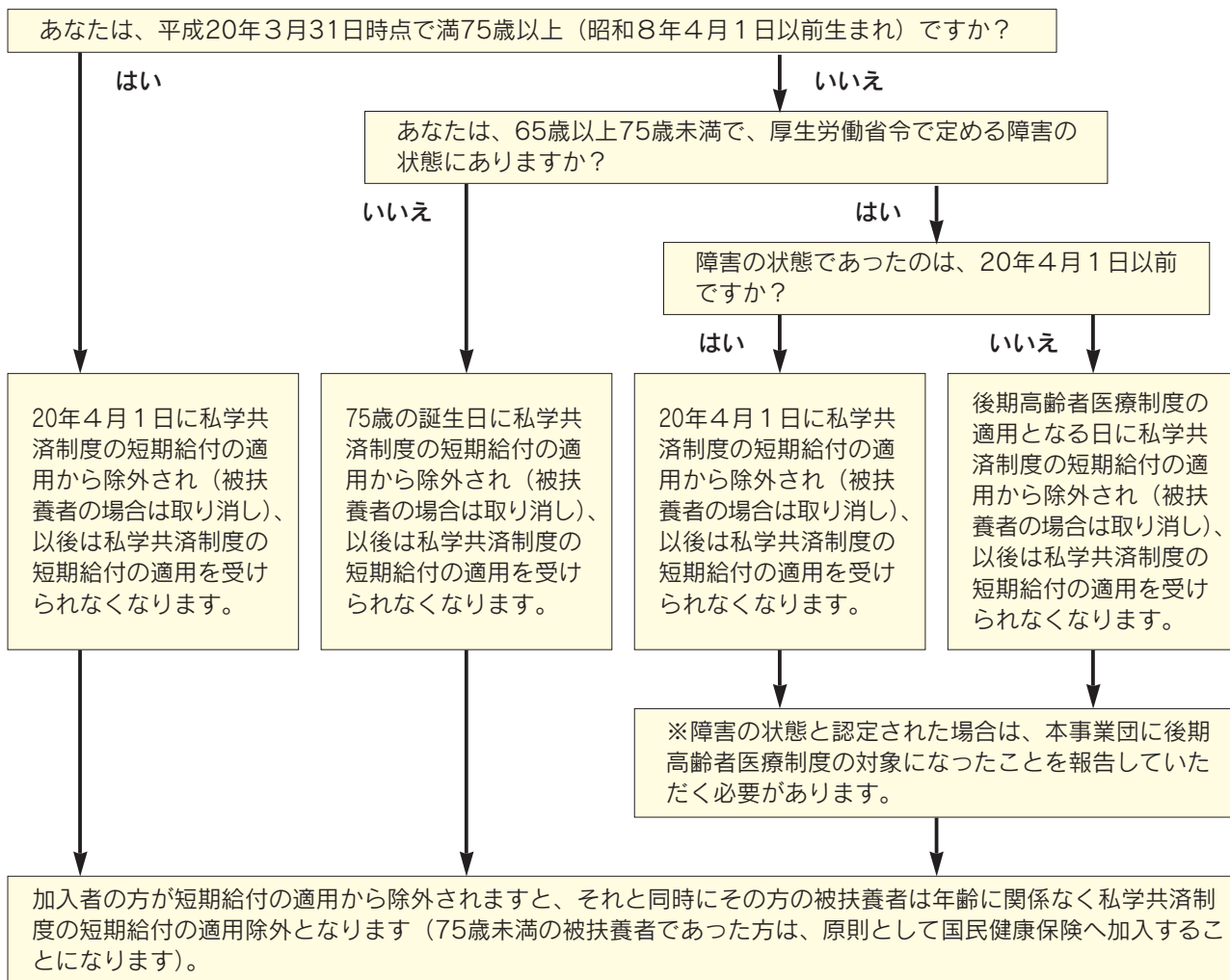
現在、75歳以上の高齢者（後期高齢者）の方は、私学共済制度に加入して掛金（短期掛金）を納付しつつ、市区町村が運営する老人保健制度にも加入して医療給付を受けていますが、20年4月から老人保健制度が廃止され、後期高齢者の方は都道府県を単位とする広域連合が運営する『後期高齢者医療制度』に加入することになります。

このことに伴い、後期高齢者医療制度の対象になる方は、私学共済制度の短期給付の適用から除外されることになります。また、75歳以上の加入者に扶養されている被扶養者についても、年齢に関係なく私学共済制度の短期給付の適用から除外されることになります。

新たに後期高齢者医療制度の対象になる方

- (1) 75歳以上の加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者
- (2) 65歳以上75歳未満で、厚生労働省令に定める障害の状態であると広域連合から認定された加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者

資格・短期給付の取り扱い



※障害の状態を理由に後期高齢者医療制度の適用となった人が障害の状態でなくなり、後期高齢者医療制度の適用除外となった場合は、私学共済制度の短期給付の適用になることがありますので、ご報告ください。ただし、障害該当による理由で任意継続加入者の資格を喪失すると、後期高齢者医療制度の適用でなくなっても再び任意継続加入者にはなることはできません。

宿泊施設経営改善委員会の報告

第19回宿泊施設経営改善委員会が7月25日、札幌ガーデンパレスにおいて開催されました。平成18年度宿泊事業にかかる決算及びそれに基づく「宿泊施設の経営改善及び統廃合に係る検討基準」の該当状況の報告が行われ、検討基準に該当した施設の取り扱いを中心に審議が行われました。

平成18年度決算において、宿泊経理全体の収支では前年度に比べて1億3千万円改善され、当期損失金は2億2千万円まで縮小されました。

宿泊施設ごとの決算を「検討基準」

に照らし合わせた結果、今年度は湯河原宿泊所が「経営改善」に該当することになりました。施設の取り扱いについては次のとおりです。

◇湯河原宿泊所

・「経営改善」に該当

インターネット予約サイトの拡充を図り、新たな宿泊パックの販売、広報誌や旅行情報誌への広告

掲載等の売上向上策を実施する一方で、経費節減を図り「償却前営業利益」が黒字になることを期待する。
※前年度は廃止施設を含め8施設が「経営改善」に該当しました。

本事業団の宿泊施設は、加入者の皆様が利用するための福利厚生施設です。今後もご利用いただきたい皆様にご満足いただけますよう、職員一丸となってサービスの向上に努力してまいります。加入者ももとより、被扶養者及び年金受給者の皆様のより一層のご利用をお願いいたします。

アイリスプランの募集

(財)教職員生涯福祉財団のホームページ
<http://www.kyosyokuinzaidan.jp>

(財)教職員生涯福祉財団では、教職員の経済生活支援事業「アイリスプラン」を実施しています。アイリスプランには「医療・傷害補償コース」「介護保障コース」「つなぎ年金コース」の3つのコースがあります。詳しくは、10月中旬に学校等に送付した募集パンフレットを参照してください。

医療・傷害補償コース

1泊2日からの入院で初日から給付金が支払われる医療入院コースと傷害事故による入院・通院等に対して給付金が支払われる傷害補償コースがあります。

介護保障コース

保障期間が終身で、要介護状態（公的介護保険の要介護2程度以上）が90日を超えて継続した場合、初日（要介護状態と診断された日）にさかのぼり、給付金が支払われます。

つなぎ年金コース

主に公的年金の60歳から65歳に達するまでの減額部分を補う制度で、「一般型（一般の生命保険料控除の対象）」と「個年型（個人年金保険料控除の対象）」があります。

